

技能士ステッカー交付のご案内

技能士が在籍する県内事業所の周知を図る目的で
「技能士ステッカー」を交付します

事業の目的

県民に対して技能士が身近な存在であることを周知し、技能士の社会的・経済的評価の向上を図ることを目的に、技能士がいることを示す技能士ステッカーを交付します。

交付対象事業所等

- ① 技能検定職種に係る業務を行う企業が県内に設置する事業所。なお支店、支社、支部及び営業所等（以下「支店等」という。）の場合も一事業所とみなす。
- ② 県内で事業所を経営する技能士（特級、一級又は単一等級のいずれかの等級の者に限る。以下同じ。）又は県内に事業所を置く事業主で技能士を雇用する者（事業所が支店等の場合は当該支店等の責任者を含む）

交付概要

- ① 鳥取県職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、事業主等からの申請に基づき、当該事業所に1人以上の技能士が勤務していると認められるとき、技能士ステッカー（様式第1号）を交付します。
- ② 技能士ステッカーは、一つの事業所につき1枚を無料で交付します。

技能士ステッカーの交付及び再交付手続き

- ① 技能士ステッカーの交付を希望される事業主等は、技能士ステッカー交付申請書（様式第2号）に、当該事業所に勤務する技能士の技能検定合格証書の写し又は(社)全国技能士会連合会発行の技能士カードの写し及び当該技能士を雇用していることを証する書類（技能士の資格を有する個人事業主等が申請する場合は不要）を添えて協会へ提出して下さい。交付申請書は、随時受付をします。
- ② 協会は、提出された申請書等を審査し、当該事業所に技能士が勤務していると認められる場合に、技能士ステッカー1枚ごとに連番を付してを交付します。
- ③ 交付された技能士ステッカーが破損又は紛失した場合、協会へ再交付申請をすることができます。

技能士ステッカーを交付された事業主等の義務

- ① 申請書に記載した技能士が勤務する事業所が所管する建物、設備（乗用車、作業用車両等）以外の場所（以下「掲示禁止場所」という。）に、技能士ステッカーを掲示することはできません。
- ② 申請書に記載した技能士が転勤、退職、解雇等により当該事業所での勤務実態がなくなった場合、速やかに技能士ステッカーを当協会へ返納して下さい。

返納免除の特例

申請書に記載した技能士が当該事業所での勤務実態がなくなった場合でも、別の技能士が在籍していることを協会に報告すれば、技能士ステッカーを返納する必要はありません。

技能士ステッカーの返還命令

以下の事項が明らかとなった場合、協会は事業主等に対して技能士ステッカーの返還を命じることができます。

- ① 申請書に虚偽の内容が含まれていた場合
- ② 掲示禁止場所に、当該技能士ステッカーを掲示していた場合
- ③ 交付された技能士ステッカーに係る技能士の勤務実態がなくなったにも関わらず、技能士ステッカーを返納しない場合

お問い合わせ先・お申し込み先

鳥取県職業能力開発協会

〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル5F

TEL 0857-22-3494 FAX 0857-21-6020

URL <http://www.hal.ne.jp/syokunou/>

※ 交付申請書の様式は当協会のホームページからダウンロードもできます。



縦:23.5センチメートル
横:12.0センチメートル

表面:UVラミネート加工
裏面:シール加工

鳥取県職業能力開発協会長 様

(申請者)

〒

住 所

事業所名

代表者氏名

印

TEL

FAX

技能士ステッカー(交付・再交付)申請書

下記の技能士に係る技能士ステッカーの(交付・再交付)を受けたいので申請します。なお下記の技能士が当事業所に勤務していることに相違ありません。

記

技能士の氏名	
級	
職種	
作業	
技能士番号	
備考	

注1:各技能士の技能検定合格証書の写し又は社団法人全国技能士会連合会発行の技能士カードの写しをそれぞれ添付してください。

注2:技能士氏名が申請者欄の代表者氏名と異なる場合は、事業所と当該技能士の雇用関係が分かる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、勤務簿等)の写しを添付してください(技能士の資格を有する個人事業主等が自身に係る技能士ステッカーを申請する場合は不要)。

注3:再交付申請する場合、備考欄に再交付申請の理由及び当初交付された年等、手がかりになる情報を分かる範囲で記入してください。

注4:上記「(交付・再交付)」欄は、交付、再交付いずれかを二重線で消して提出してください。

注5:技能士ステッカーの返納免除のために、勤務実態の無くなった技能士に代わる別の技能士の存在を報告する場合は、上記「(交付・再交付)」欄は「交付」を残し、勤務実態の無くなった技能士に代わる技能士の氏名等を記入してください。備考欄には、「返納免除」と書き、あわせて勤務実態の無くなった技能士の氏名と技能士ステッカー番号を記入してください。

記入例① 交付申請書の書き方

年 月 日

鳥取県職業能力開発協会長 様

(申請者)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 鳥取市〇〇町〇〇番地

事業所名 旅館能力開発館有限会社

代表者氏名 代表取締役 職業 三郎 印

TEL FAX

交付されたステッカーは、申請書記載の事業所の建物・社用車等の設備以外に掲示してはいけません。

支店長などでも申請可能

技能士ステッカー(交付・~~再交付~~)申請書

下記の技能士に係る技能士ステッカーの(交付・~~再交付~~)を受けたいので申請します。なお下記の技能士が当事業所に勤務していることに相違ありません。

記

技能士の氏名	倉吉 次郎	同一事業所に技能士が複数いる場合は、どなたか1人選んでください。
級	単一	
職種	調理	
作業	日本調理	
技能士番号	09-単一-〇〇-31-0000	
備考	同じ方が複数の技能士資格を有している場合は、どれか一つの資格を選んでください	

注1:各技能士の技能検定合格証書の写し又は社団法人全国技能士会連合会発行の技能士カードの写しをそれぞれ添付してください。

注2:技能士氏名が申請者欄の代表者氏名と異なる場合は、事業所と当該技能士の雇用関係が分かる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、勤務簿等)の写しを添付してください(技能士の資格を有する個人事業主等が自身に係る技能士ステッカーを申請する場合は不要。)

注3:再交付申請する場合、情報を分かる範囲で記入してください。

注4:上記「(交付・再交付)」欄に記入してください。

注5:技能士ステッカーの存在を報告する場合は、技能士に代わる技能士の氏名と技能士ステッカー番号を記入してください。

【添付書類】

「技能士の氏名」欄記載の者に係る以下の書類

- ①技能検定合格証書の写し又は技能士カードの写し
- ②申請者欄の事業所との雇用関係を証する書類(個人事業主等が申請する場合は不要)

技能士ステッカーの存在を報告する場合は、技能士に代わる技能士の氏名と技能士ステッカー番号を記入してください。

記入例② 再交付申請書の書き方

年 月 日

鳥取県職業能力開発協会長 様

(申請者)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 鳥取市〇〇町〇〇番地

事業所名 旅館能力開発館有限会社

代表者氏名 代表取締役 職業 三郎

印

TEL

FAX

技能士ステッカー~~(交付)~~再交付)申請書

下記の技能士に係る技能士ステッカーの~~(交付)~~再交付)を受けたいので申請します。なお下記の技能士が当事業所に勤務していることに相違ありません。

記

技能士の氏名	倉吉 次郎	
級	単一	当初ステッカーが交付された時の年度などを記入
職種	調理	
作業	日本調理	
技能士番号	09-単一-〇〇〇-31-0000	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失のため。 ・平成22年にステッカーを交付された。 ・その時の技能士ステッカー番号は〇〇〇〇。 ・ステッカーを交付されて後に改姓。当時の姓は「〇〇」。 	

注1:各技能士の技能検定合格証書の写し又は社団法人全国技能士会連合会発行の技能士カードの写しをそれぞれ添付してください。

注2:技能士氏名が申請者欄の代表者氏名と異なる場合は、事業所と当該技能士の雇用関係が分かる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、勤務簿等)の写しを添付してください(技能士の資格を有する個人事業主等が自身に係る技能士ステッカーを申請する場合は不要。)

注3:再交付申請する場合、備考欄に再交付の情報を分かる範囲で記入してください。

注4:上記「(交付・再交付)」欄は必ず記入してください。

注5:技能士ステッカーの返納の有無を報告する場合は、上記「備考」欄に「返納済」と書き、返納した技能士に代わる技能士の氏名等を記入してください。備考欄には、「返納免除」と書き、あわせて勤務実態の無くなった技能士の氏名と技能士ステッカー番号を記入してください。

【添付書類】

「技能士の氏名」欄記載の者に係る以下の書類

- ①技能検定合格証書の写し又は技能士カードの写し
- ②申請者欄の事業所との雇用関係を証する書類(個人事業主等が申請する場合は不要)

記入例③ ステッカー返納免除の報告

年 月 日

鳥取県職業能力開発協会長 様

(申請者)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 鳥取市〇〇町〇〇番地

事業所名 旅館能力開発館有限会社

代表者氏名 代表取締役 職業 三郎

印

TEL

FAX

技能士ステッカー交付申請書に記載した技能士が退職等で事業所からいなくなった場合、本来は技能士ステッカーを返還しなければなりません。同じ事業所に別の技能士がいれば、その技能士を登録することで返納免除となります。

技能士ステッカー(交付・再交付)申請書

下記の技能士に係る技能士ステッカーの(交付・再交付)を受けたいので申請します。なお下記の技能士が当事業所に勤務していることに相違ありません。

記

技能士の氏名	境港 太郎	申請書記載の技能士と同じ事業所に勤務する別の技能士の名前等
級	単一	
職種	調理	当初交付申請書に記載していた技能士の名前
作業	日本調理	
技能士番号	03-単一-〇〇〇-31-0000	<ul style="list-style-type: none"> ・返納免除 ・当勤務実態の無くなった技能士の氏名:倉吉次郎 ・技能士ステッカー番号:〇〇〇〇
備考		

注1:各技能士の技能検定合格証書の写し又は社団法人全国技能士会連合会発行の技能士カードの写しをそれぞれ添付してください。

注2:技能士氏名が申請者欄の代表者氏名と異なる場合は、事業所と当該技能士の雇用関係が分かる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、勤務簿等)の写しを添付してください(技能士の資格を有する個人事業主等が自身に係る技能士ステッカーを申請する場合は不要。)

注3:再交付申請する場合、備考欄に再交付申請の理由及び当初交付された年等、手がかりとなる情報を分かる範囲で記入してください。【添付書類】

注4:上記「(交付・再交付)」欄

- 「技能士の氏名」欄記載の者に係る以下の書類
- ①技能検定合格証書の写し又は技能士カードの写し
 - ②申請者欄の事業所との雇用関係を証する書類(個人事業主等が申請する場合は不要)

注5:技能士ステッカーの返納免除の存在を報告する場合は、上記技能士に代わる技能士の氏名等を勤務実態の無くなった技能士の氏名と技能士ステッカー番号を記入してください。

技能士
技能
勤務